

選 択 約 款
【 産 業 用 契 約 】

令和元年10月1日実施

青梅ガス株式会社

平成29年2月7日 策定
令和元年8月5日 改定

目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結および契約期間	2
6. 使用量の算定およびお知らせ	2
7. 料金	2
8. 料金の支払方法	3
9. 単位料金の調整	3
10. 契約の補償料	4
11. 名義の変更	5
12. 契約の変更または解約	5
13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料	5
14. 緊急調整時の措置	6
15. その他	6
付 則	
1. 実施の期日	7
2. この選択約款の掲示	7
(別 表)	8

1. 目的

この選択約款【産業用契約】（以下「この選択約款」といいます。）は、業務用・工業用等でガスをご利用いただいているお客さま向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。
なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (4) 「最大需要期」とは、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの3か月の期間をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(8) 「単位料金」とは、9に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約年間使用量が11,498立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間負荷率が60パーセント以上であること。
- (3) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社または当社（導管部門）が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金表その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たにこの選択約款に基づく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約月平均使用量
 - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約の解約または変更について申し入れを行わない場合には、契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定およびお知らせ

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。なお、当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み（検針値）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、お支払いの時期により、(3)に定める早収料金、または(4)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(7)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (5) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
 - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合によ

り、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とされた場合

② 早収料金適用期間の翌日から起算して20日以内に支払われた場合

- (6) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (7) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定によりお知らせした使用量に基づき早収料金を算定いたします。
- (8) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款に基づく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(7)の規定に基づき算定した1か月当たりの基本料金全額といたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払込みいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.074円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.074円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)
34,490円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 \\ + \text{トン当たりLPG(プロパン)平均価格} \times 0.0474$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG(プロパン)平均価格は、当社ホームページおよび事業所等に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 契約の補償料

この選択約款に基づく契約に関する補償料は、年間使用量未達補償料および年間負荷率未達補償料とし、当社は、それぞれの補償料を、原則として、当該それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものいたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 年間使用量未達補償料

お客様の契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が11,498立方メートル未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間使用量未達補償料といたします。

年間使用量未達補償料＝

$$\left(\left(\begin{array}{c} 11,498 \\ \text{立方メートル} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約に定める契約月別使用量に} \\ \text{各月の単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で除し} \\ \text{小数点以下第3位を四捨五入し} \\ \text{た額} \end{array} \right)$$

(2) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率（（契約期間における1か月当たり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量）×100をいいます。）が60パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が11,498立方メートル未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を11,498立方メートルといたします。

年間負荷率未達補償料＝

$$\left(\left(\begin{array}{c} \text{負荷率60パーセント} \\ \text{に相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約に定める契約月別使用量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し小数点以下第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \end{array} \right)$$

なお、この年間負荷率未達補償料は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量を基に一般ガス供給約款の規定に基づき算定した早収料金総額を越えない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率60パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.6を乗じ、その量を1.2倍したものといたします。

1 1. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 2. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2 (1) の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合および10の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。) には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものいたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

1 3. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

- (1) 当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、(2) または (3) の規定に基づき契約中途解約補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
 - ① 1 2 (1) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合
 - ② 1 2 (2) の規定による解約の場合
- (2) 新たに他の選択約款に基づく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。なお、新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合には、(3) の規定によるものいたします。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\begin{array}{c} 1 \text{ か月当たりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の属する月の翌月から} \\ \text{契約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

- (3) 新たに他の選択約款に基づく契約を締結する場合であって、基本料金をそれまでの基本料金より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\left[\begin{array}{c} \text{前契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の属する} \\ \text{月の翌月から前} \\ \text{契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

14. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、10の契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

基本料金割引額＝

$$\text{基本料金} \quad \times \quad \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \quad \times \quad \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{ガスメーターの1時間当たり最大流量}}$$

15. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月につき	35,750.00円
--------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	70.95円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。